

**斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に
生きる流域づくり検討協議会
規約の変更について**

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 地域づくり部会 規約（案）

（名称）

第1条 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会（以下「協議会」という。）規約第6条に基づき、「地域づくり部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 部会は、次の事項について検討を行う。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関する事
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関する事
- 三 斐伊川水系における大型水鳥類を活用した農業や観光業の振興等に関する事
- 四 その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項

（構成）

- 第3条 部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 2 部会は、協議会の会長が必要と認めるとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。
 - 3 部会は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて部会及び委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。
 - 4 部会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

（ワーキング）

- 第4条 部会規約第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。
- 2 ワーキングは、必要事項について経過及び結果を部会に報告する。
 - 3 ワーキングの参加者は開催の都度、定めるものとする。

（事務局）

第5条 部会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

（会議の公開）

第6条 部会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる 流域づくり検討協議会 規約 (案)

(目的)

第1条 斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関すること
- 三 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う部会を置くことができる。

~~2 部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。部会長は、該当部会の会務を総理し、必要事項について部会の経過及び結果を協議会に報告する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。~~

~~3 部会は、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長が必要と認めた場合に開催する。~~

~~4 部会は、別途定める委員によって組織する。ただし、必要に応じて部会及び委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。~~

~~(ワーキング)~~

~~第7条 協議会の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。~~

~~2 ワーキングには、コーディネーター1名を置き、事務局の推薦によってこれを定める。コーディネーターは、該当ワーキングの会務を総理し、必要事項についてワーキングの経過及び結果を協議会に報告する。~~

~~3 ワーキングは、協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは部会長、コーディネーターが必要と認めた場合に開催する。~~

~~4 ワーキングは、開催の都度、臨時委員によって組織する。臨時委員の任期はその回限りとし、再任を妨げない。~~

第87条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(会議の公開)

第98条 協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第109条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年10月13日から施行する。

この規約は、平成 年 月 日から施行する。